

法教育研究会・報告書（骨子）案

はじめに

第 1 法教育の意義（論点整理〔第 1〕, 第 7 回意見交換など）

1 法教育とは何か

- アメリカ法教育法の Law-Related Education に由来すること
- 法律専門家でない人々を対象に, 法や司法制度, これらの基礎になっている価値を理解し, 法的なものの考え方を身につけてもらうための教育
- 特色は, 法律専門家ではない一般の人々が対象であること, 法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく, 法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能, 意義を考える思考型の教育であること

2 日本における法教育の必要性

第 2 法教育の現状と課題

1 アメリカ法における法教育の現状（第 1 回：江口委員報告, 第 5 回磯山助教授報告, 第 12 回沖野委員報告）

2 諸外国における法教育の現状

- (1) フランスの法教育（第 12 回大村教授報告）
- (2) スウェーデンの法教育（第 11 回江口委員報告）
- (3) フィンランドの法教育（第 11 回鈴木委員報告）

3 これまでの日本の法教育の実践と課題（論点整理〔第 2 の 1〕など）

- (1) 学校教育における取組みの状況と課題
- (2) 法律家による取組みの状況と課題

第 3 法教育が目指すもの

1 日本において目指すべき法教育（論点整理〔第 2 の 3〕など）

- (1) 自由で公正な社会を支える「法」的な考え方を育てること
 - 法が国民の生活をより豊かにするものであり, 国民を単に束縛するだけのものではないという考え
 - 法の趣旨や憲法上の価値についての理解
 - 権利と責任と密接な関係についての理解
 - 日常的な経済活動と法との関係についての理解
 - お互いを尊重するルールとしての法を皆で守る意識
 - 正義, 人権, 自由, 平等などの法的な価値を尊重する感覚への到達

2004/09/17（案）

(2) 自由で公正な社会を支える担い手としての意識を養うこと

- 自分の意見を言い，人の話を聞き，結論をまとめる力
- 自分を第三者の目から見る力
- 紛争の本質を理解し，解決する力

2 子どもの成長に応じた法教育

(1) 子どもの発達段階（第6回無藤教授報告など）

- 子どもの判断は，成長にしたがって，自分の欲求のほか第三者的なものの見方，社会的なことへの理解，対象の客観化が深まることによって，主観的なものから，より客観的なものになっていくこと
- 子どもの判断が主観的なものからより客観的なものへと変わっていくには，子どもが規則（ルール）や判断の意図や動機を理解できる力と，自分たちで規則を作り出す経験が重要であること
- 小学校低学年では物事の決め方としてじゃんけんなどが公平だと思うが，小学校半ばくらいで多数決を重視するようになり，さらに小学校高学年から中学校くらいで，多数決で決めていいことといけないことがあることが認識できるようになること
- 子どもの判断基準としては，偉い人が言うから正しい，自分にとって都合がいい，周りの人たちが良いと思うような期待に応える，社会秩序を維持するために法が必要なのだという認識，社会契約的な発想，いかなる社会においても人類普遍的な原理，根本的な倫理が存在するのだという認識といった段階に従って発達していくこと
- こうした発達に当たっては，ジレンマを含んだものを生徒に提供して議論させるという教育や社会的な参加，相手の立場に立った議論の機会などが重要であること

(2) 小学校，中学校，高等学校における法教育のあり方（第5回公聴会，第10回増田教諭報告，第10回渡邊教諭報告など）

小学校における法教育のあり方

- 小学校の発達段階から考えれば「約束や決まりを守ろう」という視点が強いが，価値の部分から法やルールのありようを理解させることも重要であること
- 小学校の発達段階を考慮すれば「為して学ぶ」こと，つまり作業的・体験的な活動を通して公民的資質や能力の基礎を身につけていくことが求められていること

2004/09/17（案）

- 小学校では，社会科で法を学ぶというよりも，日頃の日常生活や遊びの中からルール作りをしていくという実践が非常に重要であること
- 法という言葉が，5年生，6年生で出てくるが，道徳性，公德心といったことも小学校の場合には法教育の基礎として重要になること
- 小学校では自分とクラス，自分と友達といった一人称又は二人称の世界が中心であるが，中学校になると自分，相手，クラス，学校，地域といった多面的，多角的な見方が広がっていくので，そういう視点から小中学校での教育の連携を図る必要性もあること
- 小学校では約束や決まりを守るということ以外にも，相手の立場に立って考え，行動するといったことが法教育の基礎になりうること
- 小学校では，道徳，特別活動，学級会活動などを使った法教育の可能性があること

中学校における法教育のあり方

- 事実を見つけ出す能力，適正な手続きを踏むべきだという感覚，正解のある問いばかりではないという感覚，判断が立場に規定される場合があり，しかも多様な立場が存在するという認識，普遍的な価値の存在の認識
- 同じ価値の回答が幾つもある中で，一つを選んだ根拠，理由を考えたことを表現する力
- 社会科だけではなく道徳，生徒会活動での展開可能性

高等学校における法教育のあり方

- 法的な考え方を理解し，使いこなすためには，覚えれば済むというものではないことを理解させること
- 自分自身の価値判断をきちんと行って，それに説得的な理由付けをすることが重要であること
- 他者の価値判断とその理由付けから学んで，自らの価値判断を再構成していくということが必要だということ
- 法の解釈の本質が価値判断であり，実践的な営みだということを理解すること
- その判断には必ず責任が伴うとともに，法律家の判断というもの

2004/09/17 (案)

を批判しうるということ

- 一人ひとりが法を作る主体であるという認識を持つこと
- 法的に関連がある重要な事実，争点と，それ以外のものの分化
や，重視する基本的活を明確化すること

3 具体的取組み（第13回教材作成部会報告）

- (1) 4つの教材案のねらいと関連
- (2) ルール作りを通じて法やルールの基本となる考え方を学ぶ
- (3) 憲法の意義を学ぶ
- (4) 契約を通して私的自治の考え方を学ぶ
- (5) 裁判が果たす役割を学ぶ

4 法教育の受け手である子どもの立場からの感想（模擬授業実施結果）

5 法教育を普及させるための今後の課題（第8回荻原委員報告，第8回山根委員報告，第13回野坂弁護士報告，第14回意見交換）

(1) 学校教育における法教育と関係者への期待

法律実務家

（裁判所）

- 出前講義や法廷傍聴の一層の推進とその広報の充実
- 教育委員会等の要請に応じた教員研修への講師派遣
- 学校等からの要請に応じた上記教材を使用した授業のフォローアップ

（法務省・検察庁）

- 法教育の重要性の広報
- 教育委員会等の要請に応じた教員研修への講師派遣
- 上記教材と出前教室との連携の充実
- 裁判員制度をテーマとする授業等への講師派遣

（司法支援センター）

- 法や裁判制度に関する情報・資料，地域の法律専門家の活動内容等の情報・資料の提供
- 学校における講義への講師派遣

（日弁連・弁護士会）

- 出前授業，教材作成，教育委員会等への法教育の伝達，教員研修，教員向けセミナー
- 上記活動の弁護士会での体制の確立
- 法教育情報センター的役割の充実

2004/09/17（案）

(日司連，司法書士会)

- 法教育の視点に基づいた消費者教育の実践
- 子どもたちを主人公とし，授業運営の主役は教員，司法書士は名脇役あるいは名黒子役という関わり方でのお互いの持つ力の活用

法学者

- 高校生などを対象にしたオープンキャンパス
- 教員の先生方を対象にした法の基礎知識に関するレクチャー
- 教材へのバックアップ

教育学者

- 法教育の重要性の認識
- 法教育科目を免許法の必須科目や選択科目として導入すること
- 法律学の基礎基本を社会科等の基盤的な基礎科目とするための働きかけ

関係行政機関

- はじめに法教育ありき，ではなく法教育の必要性を伝達すること
- 法教育の必要性と実践の工夫を，講習会や研修会といった直接的な説明の機会で行うこと
- 学習指導案のサンプルの提示
- 授業内容の理解に有用な参考文献の提示
- 教員用「お助け法律相談室」のような法律家のホームページ
- 学習指導要領や解説書，教科書の解説書での法教育に関する簡潔な説明の提示
- 教員が法教育の模擬授業を体験する場の設定
- 教員研修への法と司法の教育に関する研修の導入
- 学校における法教育に関する教材あるいは指導方法などに関する実践研究の促進

(2) 学校教育における法教育と家庭・地域社会との連携

- 母親学級などを通じた親になる人への法教育
- マスコミとの協力
- 国会や地方議会の活性化
- 法律問題に関するホームページの充実

(3) 社会（企業）における法教育

2004/09/17（案）

- 主権意識を持つために自己研鑽するための教育のフィールドの提供
 - 企業倫理，さらには民主主義国家の一構成員としての倫理を涵養するための社員教育の充実
- (4) 普及をさらに促進していくための仕組み

(添付資料)

- 1 委員名簿
- 2 審議日程表
- 3 論点整理